

同時発表:北海道警察本部

令和6年8月21日
自動車技術安全部

不正改造は犯罪です！！

～北海道警察の警察官へ

不正改造車排除に関する出前講座を実施します～

国土交通省北海道運輸局は不正改造車を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部と協力し、北海道警察の警察官に対して不正改造車に対する着眼点や対応要領について出前講座を実施します。

1. 実施日時

令和6年8月23日(金)

13時30分から2時間程度

2. 実施場所

北海道警察本部 琴似庁舎

札幌市西区八軒1条西3丁目

3. 実施内容

- ・道路運送車両関係法令の座学(1時間程度)
- ・計測器を用いた測定実習(1時間程度)

取材は座学の冒頭挨拶と測定実習の冒頭のみとさせていただきます

取材を希望する場合は8月22日(木)午後3時までにご連絡をお願いします

<お問い合わせ先>

○出前講座に関すること:

北海道運輸局 自動車技術安全部:中里

Tel:011-290-2754

○当日の取材施設(駐車場、待機場所等)に関すること:

北海道警察本部 交通指導課 次席

Tel:011-251-0110(代表)

**不正改造車を
作らない!!!
乗らない!!!**

不正改造車の使用者
整備命令の発令
↳ 従わない場合**使用停止命令の発令**

不正改造を実施した者
6ヵ月以下の懲役
又は**30万円以下の罰金**

不正改造車を排除する運動

不正改造車
運送機検査
運転者検査

不正改造車を見かけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車を
排除する運動
ホームページ

不正改造は犯罪です!!
「知らなかった」では済まされません。

⚠️ このような改造は不正改造です。

① 基準不適合マフラーの装着/
消音機の取り外し
基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が拡大し、空路伝音の生活騒音を増かし、騒音公害の原因となります。

② 灯火類の色の変更
クリアレンズ等不適切な灯火類及び照射灯等の取り付け
照射灯、方向指示器等はそれぞれ灯火の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を招き、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

③ タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し
適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したカ、ブレード等が脱落し、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあります。

④ 運転者座・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
運転者座及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼付することにより、運転状況が確認しにくくなり、大変危険です。

⑤ 基準外ウイングの取り付け
⑥ A. 荷台さし物の取り付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取り外し
C. 大型噴射反射鏡の取り外し
⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し

車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあります。

速度抑制装置
設置済